

東相制第 000200000810 号
2026 年 2 月 3 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

えぬていていひがしにほんかぶしがいしゃ
NTT 東日本株式会社

しぶたに なおき

代表取締役社長 澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

接続約款変更認可申請書の補正について

2026 年 1 月 16 日付け東相制第 000200000796 号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりです。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第000200000796号（2026年1月16日）の補正内容

旧					新				
料金表					料金表				
第1表 接続料金					第1表 接続料金				
第1 網使用料					第1 網使用料				
1 (略)					1 (略)				
2 料金額					2 料金額				
2-1 端末回線伝送機能					2-1 端末回線伝送機能				
2-1-1 基本額					2-1-1 基本額				
2-1-1-1 基本料					2-1-1-1 基本料				
				月額					月額
区分	単位	料金額	備考	区分	単位	料金額	備考		
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	_____	(1)～(8) (略)	(略)	(略)	_____		
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,658円	(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,737円		
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,328円		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,407円		
	ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,441円		ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,520円		